

建設工事現場の監督指導結果（7月1日～7日）を公表します

～176 現場中、95 現場（54.0%）で労働災害防止に関する法違反等を確認～
～うち 8 現場で熱中症対策に関する法違反を確認～

富山労働局（局長 福井尚）は、建設業の労働災害の減少に向けた取組の一環として、全国安全週間の期間中である令和 8 年 7 月 1 日から同月 7 日までの間、県内の 4 労働基準監督署において、県内の土木工事及び建築工事現場に集中的に監督指導を実施した結果を取りまとめましたので公表します。

本期間中、176 現場に対して監督指導を実施し、うち 95 現場（54.0%）において、労働災害防止に関する法違反等を確認したため、是正・改善に向けて文書による指導を行いました。このうち 8 現場では熱中症対策に関する法違反等が確認されました。

また、法違反等を確認した 95 現場のうち 12 現場では、足場に手すり等の墜落防止措置が適切に講じられていないなど、危険性の高い箇所等が認められたことから、使用停止等を命じる行政処分を行いました。

建設業における労働災害は、ひとたび発生すると重篤な結果を生じさせるおそれがあるため、富山労働局では、引き続き労働災害の防止に向けた指導を実施するとともに、夏季においては熱中症対策についても重点的に指導することとしています。

【監督指導結果のポイント】

1 監督指導実施結果の概要

監督指導実施数 176 現場 うち是正・改善指導実施数 95 現場（54.0%）

2 主な法違反等の内容

- ・車両系建設機械災害の防止措置 24 現場
- ・足場等からの墜落防止措置 21 現場
- ・熱中症予防対策 8 現場
- 墜落・転落防止措置（足場等を除く） 8 現場

3 法違反等を確認した 95 現場のうち使用停止等を命じた数 12 現場